

Ⅲ ミサイル着弾の情報を入手したとき（Ⅳ（県内着弾の場合）を除く。）

【ケース１】日本海に着弾した場合（領海内を除く。）

1. 危機管理体制

- 島根県危機管理連絡会議設置要綱に基づく島根県危機管理連絡会議を設置する。
- ・ 構成員：要綱別表第２によることとし、その他関係課長は次のとおりとする。
〔交通対策課長、水産課長〕

2. 情報提供

- ・ 市町村、消防本部及び県地方機関（隠岐支庁、各県民センター、県央県土整備事務所、東京事務所）への情報提供を行う。【消防防災課】

3. 対応行動（被害、安否情報等の収集）

必要に応じて下記の対応を行う。

- ・ 操業している漁船の安否を確認する。【水産課】
- ・ 教育庁所管の水産練習船の安否を確認する。【高校教育課】
- ・ 落下物による被害の有無を市町村、消防本部に照会する。【消防防災課】

【ケース２】太平洋ほか他国に着弾した場合

1. 危機管理体制

- 島根県危機管理連絡会議設置要綱に基づく島根県危機管理連絡会議を設置する。
- ・ 構成員：要綱別表第２によることとし、その他関係課長は次のとおりとする。
〔交通対策課長、水産課長〕

2. 情報提供

- ・ 市町村、消防本部及び県地方機関（隠岐支庁、各県民センター、県央県土整備事務所、東京事務所）への情報提供を行う。【消防防災課】

3. 対応行動（被害、安否情報等の収集）

必要に応じて下記の対応を行う。

- ・ 操業している漁船の安否を確認する。【水産課】
- ・ 教育庁所管の水産練習船の安否を確認する。【高校教育課】
- ・ 落下物による被害の有無を市町村、消防本部に照会する。【消防防災課】

◇他国に落下した場合は上記に加えて次の事項を追加する。

- ・ ツアー客の安否を確認する。【観光振興課】

- ・在外教育施設(日本人学校)派遣教員の安否を確認する。【義務教育課】
- ・ジャイカ派遣職員の安否を確認する。【文化国際課】

【ケース3】日本の領土内(県外)に着弾した場合(領海内を含む。)

1. 危機管理体制

- 島根県危機管理対策本部設置要綱に基づく島根県危機管理対策本部を設置する。
- ・構成員：要綱別表第2による。

2. 情報提供

- ・市町村、消防本部及び県地方機関(隠岐支庁、各県民センター、県央県土整備事務所、東京事務所)への情報提供を行う。【消防防災課】

3. 対応行動

必要に応じて下記の対応を行う。

(被害、安否情報等の収集)

- ・操業している漁船の安否を確認する。【水産課】
- ・教育庁所管の水産練習船の安否を確認する。【高校教育課】
- ・修学旅行等に行っている児童生徒学生の安否を確認する。
【教育庁・総務部総務課】
- ・ツアー客の安否を確認する。【観光振興課】
- ・落下物による被害の有無を市町村・消防本部に確認する。【消防防災課】

IV ミサイルが県内に着弾したという情報を入手したとき

1. 危機管理体制

- 島根県危機管理対策本部設置要綱に基づく島根県危機管理対策本部を設置する。
- ・構成員：要綱別表第2による。

2. 情報提供

- ・市町村、消防本部及び県地方機関(隠岐支庁、各県民センター、県央県土整備事務所、東京事務所)への情報提供を行う。【消防防災課】

3. 対応行動

直ちにミサイル着弾に関する情報の収集、県民の安否確認等を下記のとおり行うとともに、市町村、消防本部等と連携して救急救助活動などにより、県民の被害の最小化を図る。

(ミサイル情報の収集)

- ・着弾場所、弾頭の種類等の情報を収集する。【消防防災課・警察本部】

(被害、安否情報等の収集)

- ・ 着弾した市町村・消防本部等から安否情報を収集する。【消防防災課】
- ・ 警察署から安否情報を収集する。【警察本部】
- ・ 操業している漁船の安否を確認する。【水産課】
- ・ 教育庁所管の水産練習船の安否を確認する。【高校教育課】
- ・ 児童生徒学生、学校関係者の安否を確認する。【教育庁・総務部総務課】

武力攻撃事態等の認定前において、多数の死傷者等の発生又は建造物の破壊等があった場合

- ・ 島根県国民保護計画第3編「武力攻撃事態等への対処」第1章「初動体制の迅速な確立及び初動措置」に基づき対応を行う。

国により事態認定され、都道府県対策本部を設置すべき県の指定を受けた場合

- ・ 島根県国民保護計画に基づき、島根県危機管理対策本部を島根県国民保護対策本部に移行するとともに、所要の措置を講ずる。